

別表2（第7条関係）

## 住宅困窮状況判定表

1 判定欄は、BよりAの方が困窮状況が高い。

2 困窮度合い欄は、点数の高い方が困窮度合いの高い者（特に住宅に困窮すると認められる者）とする。

困窮項目	困窮状況審査内容	審査基準	判定	困窮度合い
住宅状況	1 住宅以外の建物又は場所に居住している。	台所・便所等がない建物等で明らかに居住の用に適していない。	A	(1) 令第1条第3号に規定する収入が104,000円以下の者で、かつ、判定Aの項目が1以上あり、市が確保している空き住戸へ入居を希望する者 20点  (2) 判定A又はBの項目が1以上ある者(1)に該当する者を除く。 10点
	2 住宅が老朽化している。			
	住宅が老朽化している。	建築後30年以上経過している。	B	
	著しく危険な住宅に居住している。	屋根、床、壁、柱、土台等の建物の重要な部分の腐朽又は破損が著しい。	A	
3 高齢、障害等の理由により現在の住宅では生活を続けることに支障がある。	専門的な第三者（医師等）の意見や診断がある。	B		
住環境	4 日当たりがない、騒音、振動等により住環境が悪い。	主要な居室に日当たりがない。近隣に工場等がある。	B	
居住状況	5 住宅が狭い。	最低居住面積水準を下回る。 単身者は「25㎡未満」 2人以上の世帯は「10㎡×世帯人数+10㎡未満」 就学前幼児は0.5人で計算し、世帯人数が1人を超え2人に満たない場合は2人とする。	B	
	6 他の世帯と同居していて、著しく生活上の不便を受けている。	住民票上、別世帯である。	B	
	7 住宅がないため、親族（婚約者を含む）と同居することができない。	住民票上、現住所が別になっており、親族（婚約者を含む）双方の住居に同居できない理由がある。	B	
	8 立ち退きの要求を受けている。	借地借家法等に基づく事由がある。	B	
	9 通勤、通学、通院等に時間がかかる。	所要時間が、概ね片道45分以上である。	B	
	10 家賃が高い。	入居を希望する市営住宅の使用料より高い。	B	